## 告 示

## 埼玉県告示第四百十六号

お 項 り公告する。 の規定による処分をしたので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号。 法第二十九条の五第一 以 下 「法」という。 項の規定に基づき、  $\smile$ 第二十九条の二第一 次のと

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年四月八日

可番号 処分を受けた者の 商号又は名称、 主たる営業所の 所 在地、 代表者の 氏名及び許

第六八九六三号 (般—二七)	島崎永鎬	丁目一番三十二号埼玉県新座市あたご二	ーンアップ株式会社クリ
第六〇〇四五号(般—二七)	酒 井 淳之助	三百三十七番地の十五埼玉県所沢市大字荒幡	電設名社光進
第五五八二六号(般—二七)埼玉県知事許可	坂下敏	二千四百八十二番地三	工事有限会社友栄電気通信
第三五一四四号(般—二八)埼玉県知事許可	三浦三郎	保百十八番地一埼玉県富士見市東大久	会社。
第二〇四三〇号(般―二七)	細川光朝	<b>自七番二十四号</b> 埼玉県朝霞市栄町一丁	産業
許可番号	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	商号又は名称

## 三 処分の内容

法第二十九条の二第一項  $\mathcal{O}$ 規定に基づく許可 (一般建設業の許可)  $\mathcal{O}$ 取 消

## 四 処分の原因となった事実

告を行 の二第一項に該当する。 令和二年埼玉県告示第百六 0 たが、 公告後三十日を経過しても申出がなく、 十三号によ り営業所  $\mathcal{O}$ 所 在 このことは法第二十九条 地 が 確 知 できな 1 旨  $\mathcal{O}$ 公